

Contents *住宅セーフティネット制度の創設が決定！

*マイナンバーの提供に注意 *賃貸契約のイロハ *コラム

賃料や家賃債務保証料が補助される！？

2017年、新たな 住宅セーフティネット制度の 創設が決定！



住宅確保要配慮者とは

高齢者世帯

60歳以上の単身の者とその配偶者等

障がい者世帯

入居者または同居者に身体障がい者、精神障がい者がいる世帯

子育て世帯

同居者に18歳未満の者がいる世帯

低所得者世帯

所得が月15万8000円を超えない者。所得とは年間の所得金額から扶養親族控除などを控除した額を12で除した額。世帯構成等により異なるが、単身世帯の場合は年収約300万以下、2人世帯（うち一人は扶養親族）の場合は年収350万以下が目安

被災者世帯

災害等特別な事情があり入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画に定めるもの。

そんななか、国土交通省は2017年から「住宅確保要配慮者」向けの賃貸住宅の

【住宅セーフティネット】とは、低所得者、高齢者、子育て世帯など住居に困る人たちが「住宅確保要配慮者」の住居の安全を保障する社会制度のことを言います。URなど公的な賃貸住宅だけでは、増える住宅確保要配慮者に十分な住居を提供できないことが明らかです。こうした住宅確保要配慮者の入居を拒否しないことを条件としてリフォーム費用を国等が補助するなど一般の民間賃貸の供給を促す「住宅セーフティネット整備推進事業」が進められてきました。しかし、これまでこの事業への評価はさほど高くなく、リフォーム費用の補助が「ばらまき」との批判があったり、不正受給で逮捕者がでたりと色々問題が発生していました。

制度の注目点！

*どんな制度？

新制度では、住宅確保要配慮者であることで入居を拒否しない賃貸住宅を「登録住宅」とし、この「登録住宅」の内、低所得の要配慮者に限定して入居させるとした住宅を「専用住宅」と位置づけします。この「専用住宅」に対する施策が、今回の新

の登録制度を開始すると発表。新たな住宅セーフティネット制度がスタートすることが決定しました。新制度の背景には、やはり更に進む高齢化による住宅確保要配慮者の増加に加え、災害被災の際の住居、それからDV被害者に安全な住まいの提供が必要なこと。そのほか賃貸市場の問題として上がる空室数の増加の深刻化があります。